

京町家保全・継承推進計画（骨子案）

第 1 章 はじめに

1 計画策定の目的

京都の美しい景観や伝統文化、生活文化、精神文化の象徴である京町家の減失が進行しており、京都のアイデンティティを脅かす重大な危機となっている。京都・日本・世界の貴重な財産として、将来にわたり保全・継承することを目的とする。

2 計画の位置付け

「京都市基本構想」、「京都市基本計画」を上位計画として京町家の保全・継承を推進するための方針・施策を示すものであり、京町家再生プラン（平成 1 2 年度策定）の後継計画。

3 計画の期間

平成 3 0 年度から平成 3 9 年度までの 1 0 年間

第 2 章 京町家を取りまく現状と課題

1 現状（資料 3 参照）

京町家は、京都の町並み景観を構成する基盤・京都の生活文化の基盤であり、長い年月をかけてその価値を蓄積し、継承されてきた。しかし、戦後の社会情勢の変化により、京町家は減少を続け、様々な保全の取組にもかかわらず、年間 2 % の割合で減失が進行し、平成 2 8 年度の調査では、7 年間で 5, 6 0 0 件の京町家を取り壊され、空き家率は 1 4 % を超えている状況にある。

2 課題（資料 4 参照）

(1) 流通・継承に関する課題

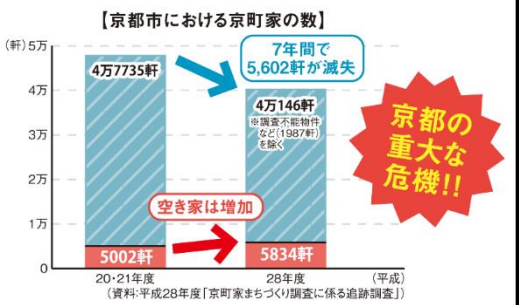
- 相続税の負担などの要因で、保全・継承が難しい。
- 安心して任せることができる事業者を知らない。

(2) 維持・修復・改修に関する課題

- 日常の維持管理や、改修に必要な資金の確保が難しい。
- 改修できる技術者、事業者が減少している。

(3) 意識に関する課題

- 京町家を残すことが家族の負担になると考えている。
- 所有者や市民、事業者、に、文化的、景観的、経済的な価値が伝わっていない。



第 3 章 計画の基本的な方針

1 計画の対象とする地区

市内全域

2 計画の対象とする京町家

京都市京町家の保全及び継承に関する条例に規定する京町家

3 京町家の保全及び継承に関する目標

市内に存在する全ての京町家を対象に可能な限り保全及び継承に結びつける。

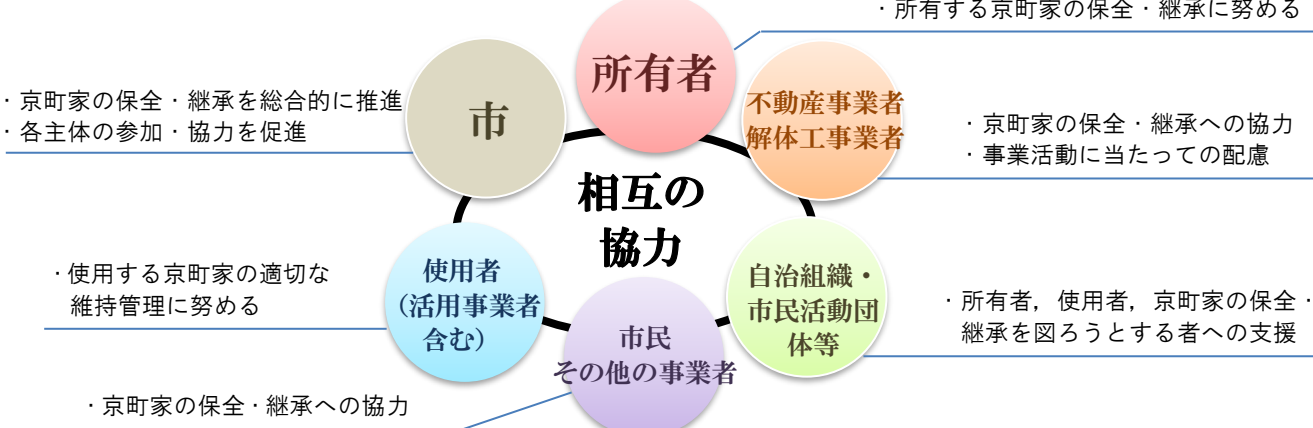
4 京町家の調査

定期的な調査を実施

5 京町家の保全・継承の基本的な理念

京町家が本市固有の趣のある町並み及び個性豊かで洗練された生活文化を象徴するものであり、魅力あるまちづくりに欠くことのできない市民の貴重な財産であることに鑑み、所有者その他多様な主体の連携及び協力の下に、推進されなければならない。

6 京町家の保全・継承における各主体の役割



第 4 章 具体的な取組（資料 4 参照）

基本的な取組

1 流通・継承の促進

- ・専門的知識を持つ相談員の充実
- ・京町家の流通・活用を促進する仕組みの充実
- ・情報発信の強化
- ・相続税の軽減措置の対象となる京町家の充実

2 維持管理、修繕及び改修の支援

- ・改修等に対する支援の強化（費用面）
- ・情報発信の強化
- ・市民活動団体等の活動の支援
- ・改修等に対する支援の強化（技術面）
- ・京町家の改修技術等について学ぶ機会の充実

3 意識の醸成

- ・専門的知識を持つ相談員の充実
- ・情報発信の強化
- ・教育教材の充実

京町家の保全・継承の施策を検討するための視点（資料 3 参照）

横断的な取組

4 改修等に関する技術の継承

- ・京町家の改修技術等について学ぶ機会の充実
- ・情報発信の強化
- ・京町家の流通・活用を促進する仕組みの充実

5 自治組織、市民活動団体等の取組推進

- ・自主的な活動への支援
- ・地域と連携した京町家の管理・活用

6 各主体の連携・協力、交流促進

- ・所有者等の交流の促進
- ・専門家・団体による協働ネットワーク
- ・他都市との連携の推進

7 その他

- ・新築京町家の基準の検討

第 5 章 計画の推進

京町家の保全・継承を所管する都市計画局まち再生・創造推進室を中心に、本市他部門や京都市景観・まちづくりセンターとの連携にとどまらず、地域住民・市民活動団体等、不動産・建築・法務等の事業者・専門家などと連携し、京町家の保全・継承に取り組む。

